

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七條第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七條に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>

2
~
11

(略)

2
~
11

(略)

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七</u>条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七</u>条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>

○地価税法（平成三年法律第六十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項</u>（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。） ）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）<u>第二十九条第一項</u>（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）<u>第二条第一項</u>（定義）に規定する更生保護事業の施設 の用に供されている土地等</p> <p>七〇二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条</u>（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。） ）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）<u>第二十九条第一項</u>（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）<u>第二条第一項</u>（定義）に規定する更生保護事業の施設 の用に供されている土地等</p> <p>七〇二十四（略）</p>

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）
 （附則第九十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った</p>

成十七年法律第 号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第三項の規定により、療養を担当す

者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十四条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、身体障害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の第二十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
(略)

第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の第二十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
(略)

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>

は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号

成十七年法律第 号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当す

）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の第二項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の第二項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
（略）

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の第二項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の第二項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
（略）

○少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第六号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施</p> <p>2・3 （略）</p>

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） 新旧対照表 平成十八年十月一日施行

（附則第九十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現 行								改 正 案							
別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）								別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）							
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円			俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任用職員以外の職員	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300	再任用職員以外の職員	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300		2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200		3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000		4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600		5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000		6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500		7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100		8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500		9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300		10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
	11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000		11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
	12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400		12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
	13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100		13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
	14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500		14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
	15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000		15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
	16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500		16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
	17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800		17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
	18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900		18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
	19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900			19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
	20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500			20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
	21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100			21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
	22	259,500	340,900	371,300	420,100				22	259,500	340,900	371,300	420,100		
	23	262,900	344,000	373,800	423,600				23	262,900	344,000	373,800	423,600		
	24	266,200	346,300	376,400	427,100				24	266,200	346,300	376,400	427,100		
	25	269,000	348,500	379,000					25	269,000	348,500	379,000			
	26	271,600	350,800	381,600					26	271,600	350,800	381,600			
	27	273,700	353,000						27	273,700	353,000				
	28	275,700	355,200						28	275,700	355,200				
	29	277,700	357,600						29	277,700	357,600				
	30	279,600	359,800						30	279,600	359,800				
	31	281,500	362,100						31	281,500	362,100				
	32	283,400	364,300						32	283,400	364,300				
	33	285,200							33	285,200					
	34	287,100							34	287,100					
	35	288,900							35	288,900					
	36	290,800							36	290,800					
	37	292,600							37	292,600					
	38	294,400							38	294,400					
	39	296,100							39	296,100					
再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800	再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用</p> <p>三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げ</p>

若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

る用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、

3
四
六
(略)

3
五
七
(略)

又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）新旧対照表（公布日施行）

（附則第一百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、身体障害者福祉法、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）、児童福祉法（昭和</p>	<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六</p>

二十二年法律第六十四号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。))を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の

十四号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。))を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

給付、療育の給付又は医療の給付

二〇五 (略)

三・四 (略)

二〇五 (略)

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

三・四 (略)

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六</p>	<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、<u>身体障害者福祉法</u>、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法（昭和</p>

十四号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。))を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二十二年法律第六十四号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。))を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の

二〇五 (略)

六 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)の

規定によつて自立支援医療費を支給することとされる
支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のう
ち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立
支援医療に要する費用の額として同法の規定により定
める金額に相当する部分

3・4 (略)

給付、療育の給付又は医療の給付
二〇五 (略)

3・4 (略)

○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）<u>第二条第二項第四号</u>の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）<u>第二条第二項第五号</u>の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。</p>

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（更生医療の給付）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関に委託して行うものとする。</p> <p>3 5（略）</p>	<p>（更生医療の給付）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第四項に規定する指定医療機関に委託して行なうものとする。</p> <p>3 5（略）</p>

○母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第一百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（養育医療） 第二十条（略） 255（略）</p> <p>6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府</p>	<p>（養育医療） 第二十条（略） 255（略）</p> <p>6 児童福祉法第二十一条並びに第二十一条の九第六項及び第七項の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項</p>

県、保健所を設置する市又は特別区」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において

中「都道府県」とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第六項において準用

準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

○母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（養育医療） 第二十条（略） 25（略） 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別</p>	<p>（養育医療） 第二十条（略） 25（略） 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府</p>

区」と読み替えるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

県、保健所を設置する市又は特別区」と読み替えるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第九九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく</p>

支援医療費の支給に係る医療

二〇ト (略)

七〇十三 (略)

く医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療

二〇ト (略)

七〇十三 (略)

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第一百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>

支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護
医療費の支給に係る医療

ニスト (略)

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するも
のを除く。）

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事
業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業とし
て行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項
第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施
設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二
に規定する地域活動支援センターを経営する事業又
は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自
立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定
義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継
続支援を行う事業に限る。）において生産活動とし
ての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるも
のを除く。）

ハ (略)

支援医療費の支給に係る医療

ニスト (略)

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するも
のを除く。）

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事
業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業とし
て行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項
第四号、第五号若しくは第七号に規定する身体障害
者授産施設、知的障害者授産施設若しくは授産施設
又は同条第三項第七号に規定する精神障害者社会復
帰施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施
設の種類）に規定する精神障害者授産施設及び同項
第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を
経営する事業において授産活動としての作業に基づ
き行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ (略)

八
十三
(略)

八
十三
(略)

○消費税法（昭和六十三年法律第八十号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動とし</p>

作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを
除く。）

ハ (略)

八十三 (略)

ての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるも
のを除く。）

ハ (略)

八十三 (略)

○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第百二十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業者等の責務） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 老人福祉施設、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>	<p>（事業者等の責務） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 老人福祉施設、身体障害者更生施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（立入調査等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。</p>	<p>（立入調査等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第四号の規定を適用する。</p>

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四 年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓 練施設をいう。）を経営する事業者を行う者、介助犬訓練 事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業 をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定す る聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業 者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有 する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する 者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよ うとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し 、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより 、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四 年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓 練施設をいう。）を経営する事業者を行う者、介助犬訓練 事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事 業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定 する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事 業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を 有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供す る者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよ うとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握 し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことによ り、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。 い。</p>

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第一百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業者を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業者を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）新旧対照表（公布日施行）

（附則第百十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第七十二条の二十三第一項中「本項」を「この項」に改め、「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」及び「、育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を「、老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を「、介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法（平成 年法律第 号）」の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。</p>	<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第七十二条の二十三第一項中「本項」を「この項」に改め、「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」及び「、育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を「、老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を「、介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）」の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。</p>

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 九 (略)

十 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項、第七十二条の四十九の八第一項及び第七十三条の四第一項第四号の四の改正規定並びに附則第三条第一項の規定

障害者自立支援法(平成 年法律第 号)

の施行の日

十一 二十 (略)

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて適用し、同日前

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 九 (略)

十 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項、第七十二条の四十九の八第一項及び第七十三条の四第一項第四号の四の改正規定並びに附則第三条第一項の規定

障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)附

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一 二十 (略)

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサ

に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

2
(略)

サービスについて適用し、同日前に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

2
(略)

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成十七年法律第十五号) 新旧対照表 (公布日施行)

(附則第一百七十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一〜二 (略)</p> <p>三 附則第五条の規定 <u>障害者自立支援法(平成</u> <u>年法律第 号)</u>の公布の日又はこの法律の公布の日 のいずれか遅い日</p> <p>(障害者自立支援法の一部改正)</p> <p>第五条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 附則第八十七条の次に次の二条を加える。</p> <p>(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一〜二 (略)</p> <p>三 附則第五条の規定 <u>障害者自立支援法(平成十七年</u> <u>法律第 号)</u>の公布の日又はこの法律の公布の日 のいずれか遅い日</p> <p>(障害者自立支援法の一部改正)</p> <p>第五条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 附則第九十条の次に次の二条を加える。</p> <p>(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改</p>

正)

第八十七条の二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法（平成 年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

「、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるも

正)

第九十条の二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

「、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるも

の若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条の三 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する

の若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条の三 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知

知的障害者更生施設（通所施設を除く。）に限る。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条の規定を適用する。

知的障害者更生施設（通所施設を除く。）に限る。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条の規定を適用する。

○介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）新旧対照表（公布日施行）

（附則第百十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第十一項中「申出施設等である」を「特定介護保険施設等又は申出施設等である」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「申出施設等職員」を「特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定社会福祉事業」</p>	<p>第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第十一項中「申出施設等である」を「特定介護保険施設等又は申出施設等である」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「申出施設等職員」を「特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定社会福祉事業」の下に「特定介護保</p>

の下に「、特定介護保険施設等」を、「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「次項ただし書」の下に「及び第八項ただし書」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

(略)

「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「次項ただし書」の下に「及び第八項ただし書」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

(略)

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）

新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第百十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条（略） 255（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに<u>公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）</u>又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替</p>	<p>第六条（略） 255（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに<u>公共公益施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）</u>又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建</p>

事業に関する事項を記載することができる。

替事業に関する事項を記載することができる。